

生活再建相談を行っています

相談無料

市では、平成29年度からファイナンシャルプランナー（FP）による市税などの滞納者を対象にした相談業務を実施しています。負債を整理したり、家計を見直すなど、滞納者の安定した生活に向けた取り組みを行っています。

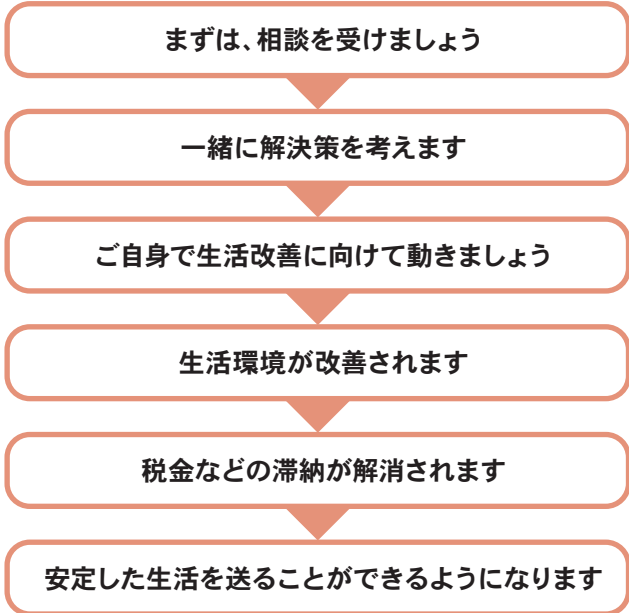
■ファイナンシャルプランナー（FP）とは？

家計の収支や負債などの現状を分析し、人生設計に合わせて長期的かつ総合的な視点でアドバイスを行う国家資格を持つ専門家です。

家計や経営の相談を受け、弁護士などと連携して生活改善や事業経営改善に向けたアドバイスなどを行います。



■相談のイメージ



相談日

7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
25日 (火)	24日 (木)	27日 (水)	26日 (木)	21日 (火)	21日 (木)	25日 (木)	22日 (木)	29日 (木)

受付時間は9時から20時まで。1人1時間程度を想定しています。
※相談は予約制です。

相談できる人

市税などを滞納している人で、税務課収納係職員が相談を受けた方が良いと判断した方

相談場所

杵築市役所本庁舎会議室

相談時間

およそ1時間程度を想定しています。

【予約・問い合わせ先】 税務課 収納係(☎0978-62-1805)



幼児の注意点
● 幼児は体温調節機能が十分発達していません。そのため、特に注意が必要です。
● 晴れた日は地面に近いほど気温が高くなるため、幼児は大人以上に暑い環境にいます。



高齢者の注意点
● 高齢者は温度に対する感覚が弱くなるため、室内でも熱中症になることがあります。
● 室内に温度計を置き、こまめに水分を補給することを心がけましょう。

熱中症に「注意！」

後期高齢者医療のおしらせ

▶ 平成29年度の保険料額決定通知書等を送付します

7月中旬に決定通知書等をお送りします。

保険料の納め方については、通知書の「期別保険料額」をご覧ください。

- ▶ 特別徴収額の欄に保険料額が記入されている場合
その月の年金から差し引かれます。
- ▶ 普通徴収額の欄に保険料額が記入されている場合
納期限までに納付書等で保険料を納めてください。口座振替申請をされている方は、納期限の日に通知書に記載の金融機関から引き落とされますので、手続きは必要ありません。

▶ 新しい保険証を送付します

保険料額決定通知書とは別に、7月中旬に書留郵便にて新しい保険証をお送りします。

8月以降は新しい保険証をご使用ください。



- ▶ 「一部負担金の割合」は、平成28年中の所得に基づいて判定しています。
- ▶ 新しい保険証の有効期限は平成30年7月31日です。
- ▶ 保険料額決定通知書とは別に送付されます。

▶ 限度額適用・標準負担額減額認定証の申請受付

住民税非課税世帯で、外来や入院時に自己負担限度額を超えるような場合、減額認定証を医療機関に提示することで、医療費が限度額までの負担となり、入院時の食事代が減額されます。下記の窓口でお手続きください。
※現在、減額認定証をお持ちで、平成29年度の住民税が非課税世帯に属する方(課税世帯に変更になった方や同一世帯に住民税未申告者がいる場合を除く)には、7月中旬以降に新しい減額認定証をお送りしますので、手続きの必要はありません。

【申請窓口】 市民課 国保年金係、山香振興課、大田振興課

☎大分県後期高齢者医療広域連合(☎097-534-1771)、市民課(☎0978-62-1806 [内線 135・136・137])

国民健康保険高齢受給者証をお持ちの方へ

現在お持ちの国民健康保険高齢受給者証(以下、高齢受給者証)は、平成29年7月31日で有効期限が切れます。つきましては、平成29年8月1日から平成30年7月31日までを有効期間(※対象期間中に後期高齢者医療へ移行される方については、75歳の誕生日の前日まで)とする新たな高齢受給者証を7月下旬に送付します。

お持ちの高齢受給者証については、8月以降にご家庭にて破棄していただき、誤って使用することのないようご注意ください。

☎市民課 国保年金係(☎0978-62-1806 [内線 136・137])

国民健康保険税と介護保険料のおしらせ

平成29年度の保険税(料)額の「決定通知書」は7月中旬にお送りします。

保険料の納め方については、各通知書でご確認ください。

- ▶ 介護保険料は昨年度と区分および保険率等の変更はありません。

☎税務課(☎0978-62-1805)